

社会福祉法人長井市社会福祉協議会物品貸与要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人長井市社会福祉協議会（以下「法人」という。）が所有する物品の貸与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸与の対象者)

第2条 貸与の対象者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 身体に不安を持ち、日常生活に支障があり、法人が所有する車椅子その他の介護用具を必要とする者又はその代理人
- (2) 地域福祉に関する啓発活動、ボランティア活動その他の福祉的活動のために法人が所有する車椅子その他の介護用具、事務機器等を必要とするもの
- (3) その他会長が適当と認めるもの

(物品の貸与)

第3条 物品の貸与を受けようとするものは、別紙「物品借用書」を作成し、会長に申し出るものとする。

- 2 会長は、「物品借用書」に記載されている内容を確認し、適当と認めるときは必要な物品を貸与するものとする。

(貸与物品の管理)

第4条 貸与を受けたもの（以下「借受人」という。）は、善良な管理者として貸与物品の維持管理に努めなければならない。

- 2 貸与物品をき損し、又は滅失したときは、直ちに会長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 会長は、前項のき損又は滅失が借受人の責に帰すと認められるときは、その補填及び修理に要する費用の全部又は一部を借受人から徴することができるものとする。

(返還命令)

第5条 会長は、借受人が、次の各号のいずれかに該当するときは、貸与物品の返還を命ずることができるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段で貸与を受けたとき。
- (2) 貸与期間が終了しても貸与物品を返還しないとき。
- (3) その他貸与が不適当と認めるとき。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別紙

物 品 借 用 書

社会福祉法人長井市社会福祉協議会

会 長

様

1 借用物品名及び数量

①

②

③

2 借用期間

自 年 月 日 至 年 月 日

上記のとおり借用いたします。なお、借用期間終了後は、借用物品を点検、清掃のうえ速やかに返却いたします。

年 月 日

借受人 住 所

氏 名

利用者名

連 絡 先